

「松江歴史館展示観覧券発券システム一式の賃貸借（単価契約）」
プロポーザル評価基準書

令和 7 年 4 月

本書の目的

本評価基準書は、「松江歴史館展示観覧券発券システム一式の賃貸借（単価契約）」のプロポーザルにあたって「松江歴史館展示観覧券発券システム一式の賃貸借（単価契約）プロポーザル実施要領」に基づき提案者の審査、第一優先交渉権者（最高得点者）および次点交渉権者（契約候補者）の選定に必要な事項を定めるものとする。

1. 選定の主体

優先交渉権者の選定は松江市が設置する「松江歴史館展示観覧券発券システム一式の賃貸借（単価契約）」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

審査委員会は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、優先交渉権者を選定する。

受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

2. 選定方法

参加資格要件を満たしている提案者において、提案者から提出される企画提案書等の内容で審査を行い、優先交渉権者を選定する。

審査にあたっては、提案書等に加え実施するプレゼンテーション及び質疑応答での内容を審査の評価対象とする。

次項に定める評価基準により、各委員が採点を行う。これによる合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉権者、合計得点が次点のものを次点交渉権者として選定する。

なお、各委員の合計得点が満点の6割に満たない場合は優先交渉者を選定しない。

3. 評価基準

4.1 評価項目と配点

各項目の評価内容及び配点は以下のとおりとする。

表 4.1 評価項目と配点

1. (書類+プレゼンテーション審査)

ID	項目	評価内容	点数
1	機能	① 様々な料金体系や料金の変更に対応できる機能 ② 年間パスポート会員の登録や管理に関する機能 ③ 券種や日付などの情報の見やすい券面印刷機能 ④ 迅速な発券、料金授受、領収書等の発行についての機能 ⑤ 旅行会社、エージェンツとの契約によるクーポンを金券として登録でき、クーポンの集計や清算に関する機能 ⑥ 割引券等の取り扱いに関する機能	30点
2	操作性	① 券種選択に関する画面構成の工夫 ② 設定変更に関する自由度の高さについて ③ 集計データの出力、各種帳票類の発行を容易にするための工夫 ④ 受付での操作工程を容易にするための工夫	20点
3	安全性	① 現金やクーポン券等を扱う上での安全性 ② エージェント情報や個人情報保護に関する考え方	10点
4	保守、故障時の対応	① システムのバージョンアップについての考え方 ② 定期保守についての内容 ③ 定期保守の内容に対する価格 ④ 故障時の対応体制	20点
5	提案価格	システムの賃貸借のコスト算定（提案額） 【計算式】 （提案事業者のうち最も低い提案額）／（当該提案事業者の提案額）×30点 ※小数点以下第1位を四捨五入	30点
6	導入実績	① 提案システムの導入実績	5点
7	職員研修	① 操作方法習熟のための研修方法	5点
合 計			120点

4. 優先交渉権者の決定

松江市は、審査委員会による選定結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

合計得点が最も高い者が2人以上あるときは、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。（合計得点が最も高くかつ1位の数も同数の場合は、審査委員会の委員の合議により審査を行い決定する）

5. その他

このほかに必要な事項がある場合には、審査委員会が別途定めることとする。